

工業団地造成事業

工業団地造成事業とは、総合的な計画に基づき区画・開発された一群の工業用地を整備することにより、工業効率の増大、施設の共同化、工場公害の防止、関連環境施設の充実整備等を推進することを目的としています。

この事業は、都市計画事業として施行され、施行者は地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団とされています。成田市では、野毛平工業団地が千葉県により、この手法で施行されました。また、豊住工業団地も同じ千葉県が施行しましたが、事業手法は開発行為で施行されました。

団地名	事業主体	工事期間	全体面積	事業認定年月日	告示番号	分譲状況
野毛平工業団地	千葉県企業庁	S45.11～S49.7	74.3ha	S45. 2.13	千葉県告示第117号	完了
豊住工業団地	千葉県企業庁	S47.11～S50.3	31.6ha	—	—	完了

市街地再開発事業

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業で、知事の認可を受け都市計画事業として実施されます。

事業にあたっては、都市再開発法によりその内容が定められており、第一種事業と第二種事業に区分されます。

●第一種市街地再開発事業

従前建物所有者や土地所有者等の権利を、原則として等価で、新しくできる再開発ビルの床に関する権利に置き換えるもので、権利変換方式と呼ばれています。

事業費は、原則として施設建築物の一部（保留床）を処分して捻出します。

●第二種市街地再開発事業

重要な公共施設（道路・駅前広場等）を含む区域において、いったん施行区域内の建物、土地等を施行者が買収又は収用して再開発ビルを建設するものです。

買収又は収用された人が希望すれば、その代償に代えて再開発ビルの床が取得できます。

成田市の市街地再開発事業

事業の名称	施行者	決定年月日	面積	告示番号	事業期間	備考
JR成田駅東口第二種市街地再開発事業	成田市	H21. 9. 8	約1.4ha	成田市告示第174号	H22. 4～ H28. 3	完了

